

BTMU アジア月報

BTMU Asia Monthly

2012年8月号（創刊号）



（ミャンマー：シェーダゴンパゴダ）

—目次—

(※ タイトル・リンクをクリックすると、該当記事にジャンプできます。)

【業界調査レポート】(タイ)	
タイ自動車関連投資のトレンド＝部品の2次下請けが進出.....	2
【税務・会計・法務】(ベトナム)	
設備輸入時における外国契約者税に関する注意点.....	4
【税務・会計・法務】(インドネシア)	
ムシャワラ(話し合い)を盛り込んだインドネシアの法律のウエットな特徴.....	6
【経済】(フィリピン)	
再生可能エネルギーの固定買取価格決定.....	8
【規制・手続】(マレーシア)	
マレーシアの会社秘書役について.....	11
【規制・手続】(シンガポール)	
シンガポールにおける取締役の義務.....	13
【ニュース】	
BTMU Asia Weekly 先月の見出し一覧.....	15
【豆知識】	
車道側に向かって口を開いている歩道のゴミ箱.....	16

【業界調査レポート】(タイ)

タイ自動車関連投資のトレンド＝部品の2次下請けが進出

記事提供: [IHS Automotive \(外部サイトへリンク\)](#)

〈概要〉

タイの自動車関連業界では、日本から中堅以下部品メーカーおよび2次下請け(ティア2)の進出が最近、急速に増えている。ティア2進出の波の要因、タイの地場系メーカーと今後起こり得る懸念事項などについて解説する。

タイの自動車業界が好調だ。1～6月の生産は前年同期比30.5%増の105万7638台、国内販売は前年同期比40.4%増の60万6523台となった。タイのトヨタ自動車は2012年の販売台数を年初の110万台から120万台に上方修正。これにアジア周辺諸国や中近東諸国向けを中心とした輸出100万台が加わると、今年の生産が200万台を超えるのは確実とみられている。自動車メーカーの販売担当者が「これほど売れるのは不思議」と言うほどの急回復ぶりだ。

タイ政府による新車購入の税優遇措置(ファーストカー・プログラム)、コメを中心とした農産物価格上昇による農業所得の上昇、新規モデルの投入などがその理由として挙げられる。ただし一時的なブームではない構造的な変化が起こっていることも見逃せない。地方では中間層が拡大し、消費インフラが発展しつつある。バンコク首都圏や東部工業地帯中心の成長から、地方全体に波及する構造に変化し始めており、その結果として自動車購入層の裾野が広がっているもよう。

◇日本からティア2の波

自動車関連投資の最近の特徴は、日本から中堅以下の部品メーカーや2次下請け(ティア2)の進出が増えていることである。タイ東部ラヨン県の工業団地に行くと、いつの間にか開業している中堅以下の部品メーカーが多いことに気付く。なぜこの時期にティア2が進出するのだろうか？

その理由として、(1)円高による競争力の低下(2)日本市場の縮小(3)後継者問題などがある。日本政策投資銀行の統計によれば、日本の自動車産業の設備投資の8割は海外であり、同行の自動車担当者によれば「その過半数はタイなどの新興国に向かっていると推測される」という。日本での将来的な生産縮小と受注減少が明らかである以上、海外進出に活路を見いだすしかない。タイ政府は免税措置などの手厚い恩典を用意し、投資奨励業種も幅広く、インフラは周辺国で最も整備されているといわれる。中小企業にとってタイは、東南アジア諸国連合(ASEAN)で最も進出しやすい国となっているようだ。

タイでは、大手部品メーカーとなる1次下請け(ティア1)の大半が10年以上前に進出しており、大幅な拡張投資もこの3、4年で終わっている。新規の大型投資案件はインドネシアやインドなど「次世代の成長国」に移っている。ティア1の新規・拡張投資が一巡した結果、最近の投資の波はティア1からティア2以下へと変化している。ピックアップトラックの生産が日本からタイへ移管された1990年代後半から2000年初めのタイ自動車投資を「第1の波」とするなら、エコカーを中心とする2000年後半から2010年までが「第2の波」となる。最近のティア2以下のタイ進出ラッシュは「第3の波」といえるだろうか。

注目されるのは、タイに進出しているティア1からの依頼でティア2が進出するというパターンが増えていることである。先日、訪問した自動車シート関連下請けメーカーのY社は、2011年にタイに進出。工場はわずか1年足らずでフル稼働に達した。同社は当初、日本で東北地方に進出することを検討していたが、1次部品メーカーから「タイに来てほしい」と頼まれ、急きょ投資先を変更した。同社の発注先であるティア1は、完成品の組み付け以外に溶接などの途中工程を内製していたが、生産が追い付かず、車種によっては工程を丸ごとY社に外注することになった。ティア1としては、下請けに進出してもらうことにより、追加投資によるコストを減らし、さらに日系企業からの調達で品質を安定させる狙いがあったようだ。

自動車メーカーやティア1は複数発注への転換を進めており、これが中堅メーカーやティア2のタイ進出に拍車を掛けている。日本の自動車各社は、2000年初めからコストダウンのためサプライヤーを削減し、調達先を絞った。しかしこの1年半の間に起きた災害で発生した部品供給危機は、サプライチェーンを抜本的に見直すきっかけとなった。例えばAモデルはA社、Bモデルの部品はB社というように分散発注したり、A、Bモデルは同じティア1に発注してもティア2は別々のところに発注したりするケースが増えている。昨年の洪水の後、タイへの集中投資リスクが指摘された。しかし興味深いのは、洪水後の生産不足により内製から外注化、リスク分散のため調達先の多様化を図るなどと進展しており、それが中小自動車部品メーカーによるタイ進出の機会を促していることである。

◇懸念される地場系メーカーとの摩擦

さらに日本の自動車メーカーは、タイ工場を日本や欧州、中東などの市場向け輸出拠点に育成しようとしている。日産自動車は「マーチ」に続き、新型「ティーダ」も今年中に日本に輸出する計画である。また三菱自動車は「ミラージュ」の日本向け輸出を今年7月に開始した。他の自動車会社も、今後タイで生産する小型乗用車をアジア域外に輸出することを決めたと聞いている。

ただ日本は他の市場に比べて品質に対して厳しい市場である。日本に輸出している日系自動車メーカーは、日本向けの車種は全点検査・修理のために専用の別のラインを設けているほどだ。当然、サプライヤーに対する納期・品質要求も厳しく、従来タイで発注していた地場系部品メーカーに換えて、新たに進出した日系部品会社からの調達を増やす傾向がみられる。コストダウンには地場メーカーからの調達によるローカル化が望ましいが「納期・品質を考えるとコア部品は日系サプライヤーから調達したい」というのが日系自動車メーカーの本音のようである。

しかし、このような日系部品メーカーの系列丸ごとの進出は、タイの地場系部品メーカーとの摩擦を引き起こす懸念がある。先日、筆者が訪問した地場系中小企業のオーナーは「日系中小企業との合弁は歓迎するが、単独で進出して地場から仕事を奪うことがあれば、我々も黙っていない」と語っていた。このオーナーによれば、同じ業種で近く日系中小企業が進出することによる影響を懸念しているようだ。

現にタイの大手部品メーカーとなるタイ・サミット・グループなどは、最近発売されたエコカーで大型部品をほとんど受注できず、経営トップは焦りの色を隠し切れないでいる。そのため欧米企業など、従来の主要取引先とは別のメーカーからの受注を増やすことで、マイナス分を取り返そうとしている。地場系部品メーカーと系列をもたない欧米メーカーとの接近は、日タイ産業界の長期的な協力体制に影を落とすことになりかねないだろう。

日本側としても、今後の日タイ産業協力を一層高めるには、地場系メーカーの技術・技能向上のための協力、中小企業が進出する際の地場系とのパートナーシップの構築など、工夫が求められている。

(2012年8月1日作成)



Profile

山本 肇 Hajime Yamamoto

IHS Automotive
バンコク事務所代表 Director

1995～2004年三菱総合研究所産業戦略研究部
2007年11月 OSM Worldwide (Thailand), Director 兼代表
2010年3月 OSMの会社変更により、IHSのバンコク事務所代表
著書「アセアン自動車市場の中長期展望～長期的には低価格小型車投入による競争激化」
バンコク日本人商工会議所 ほか
IHS Automotiveは自動車産業を専門とするコンサルティング・調査会社。
アメリカ・デトロイトが本社、その他東京、バンコク、上海等世界で12拠点到展開。

【税務・会計・法務】(ベトナム)

設備輸入時における外国契約者税に関する注意点

記事提供: I-GLOCAL CO., LTD

<概要>

ベトナムで機械設備等を日本から輸入する場合、これに伴う付加サービス等によって課税される外国契約者税が異なってくる。今回は、外国契約者税の課税パターンと注意点について説明する。

Q:

機械設備等を日本から輸入する場合、外国契約者税が課税されるケースと課税されないケースがある。さらに、課税される場合でも税率が異なることがある。その違いについて教えてほしい。

A:

はじめに

ベトナムの企業が外国企業から機械設備等を輸入するに当たり課税される外国契約者税については、機械設備等に関する付加サービス内容のどこまでが課税対象となるのかという問題や、業種等により税率が異なる等、複雑な面が多い。

外国契約者税の概要

外国契約者税とは、外国の個人(ベトナム居住者であるか否かは問わない)、または外国法人(ベトナム国内における恒久的施設(PE)の有無は問わない)が、ベトナムで営業し、ベトナム個人または法人等に提供したサービスから発生した収入を課税対象とする。他の国で行われている非居住者に対する源泉所得税に似ているが、大きな違いとしては、付加価値税部分と所得税部分により構成されている点が挙げられる。外国契約者が PE を有しているなどの一定条件を満たしていれば、通常のベトナム法人同様、自己申告となるが、通常はサービスを受けたベトナム法人等が源泉徴収し、外国契約者に代わって申告納税をする。また、その税率もサービス内容により異なり、サービス内容が複数の場合は最も税率が高くなる。

機械設備等の輸入時における外国契約者税の課税パターン

機械設備等の輸入に際して、付加サービスもなく、運賃、保険料込み渡し(CIF)や本船渡し(FOB)のように納入先が税関等の国境外の場合、単純な売買契約のみであるため外国契約者税は課されないが、納入先がベトナム国内の場合、外国契約者税の課税パターンは下記の状況によりそれぞれ異なる。

1. 機械設備等の輸入が付加サービスを伴うか

売買契約であれば、資産の譲渡のみでサービスの提供は行われていないため、外国契約者税は課税されない。ただし、契約書上に何らかの付加サービスに関する記載がある場合、もしくは記載がなくても実際に付加サービスが行われていると考えられる場合(契約書上は記載がないが、日本の親会社から購入して親会社から出張して来た者が据え付けを行う等)、課税されたケースもある。

逆に機械設備等は外国契約者から購入して、据え付けや試用、メンテナンス等一切の付加サービスをベトナム国内の法人等が行う場合は、明確に外国契約者からのサービスは受けていないとされるため、課税対象外になると考えられる。

しかし、この外国契約者とベトナム法人が親子関係等にあり、日本の親会社から出張ベースで来た者がベトナム法人の者として据え付け等付加サービスを行うと、外国契約者税が課税され、さらにはその出張者が日本の親会社のベトナムにおける PE として認定されるといった問題にまで発展する可能性がある点には注意が必要である。

2.その付加サービスが輸送サービスかその他のサービスか

上記の通り、付加サービスがなければ外国契約者税は課税されないが、付加サービスを伴うことで、その輸入された資産の購入対価にも所得税分 1%の外国契約者税が課税される。加えて、輸送サービス部分の対価に所得税分 2%、付加価値税分 3%が、輸送以外のサービス部分の対価には所得税分 5%、付加価値税分 5%の外国契約者税が課される。さらに、資産の価格、サービス部分を明確に区分できない場合は、そのうちの高い税率が適用されることもあるため、この点にも注意を要する。

資産 1,000、輸送 200、その他サービス 300 合計 1,500 の輸入の場合	
パターン	税額
資産の購入のみ日本の会社から行い、税関で引き上げベトナム法人に輸送、その他サービスをお願いした	外国契約者税なし
資産の購入、輸送を日本の会社から行い、その他サービスはベトナム法人をお願いした	$1,000 \times 1\% + 200 \times (2+3)\% = 20$
資産の購入から据え付け等その他サービスまで全て日本の会社をお願いした	$1,000 \times 1\% + 200 \times (2+3)\% + 300 \times (5+5)\% = 50$
上記同様、全て日本の会社をお願いしたが、金額が明確に区分されていない	$1,000 \times (5+5)\% + 200 \times (5+5)\% + 300 \times (5+5)\% = 150$

終わりに

国外からの輸入契約については、機械設備等の金額だけでなく、付加サービスを提供する相手、比重によって税額が大きく異なる。工場設立において多くの機械設備を輸入するとなるとそのインパクトも大きく、課税によって当初予算と大幅に変わってしまうといったことも考えられる。上記の表においても、全て 1,000 万円単位と考えれば、契約の仕方や金額区分の有無が違うだけで 15 億円の節税となるのである。想定外の税金を支払わないで済むように、また、後に事実認定等を受けることのないようにベトナムの税制とうまく付き合っていくことが望ましい。

(2012 年 8 月 12 日作成)

Profile



I-GLOCAL CO., LTD

本コラムは、I-GLOCAL(アイ グローカル 旧 SOS(VIETNAM)CO.,LTD、日系資本初のベトナムにおける監査法人をグループ会社に擁し、ハノイとホーチミン、フロンベンに事務所を有する会計事務所系コンサルファーム)において作成されています。

【税務・会計・法務】(インドネシア)

ムシャワラ(話し合い)を盛り込んだインドネシアの法律のウエットな特徴

記事提供: PTJAPAN ASIA CONSULTANTS

〈概要〉

とかく法律というのは堅く冷たいイメージがありますが、インドネシアの会社法や労働法で用いられている「ムシャワラ」という表現には、実はこの国における経営に欠かせない大きな意味があります。

「インドネシアの法律の特徴は?」と聞かれれば「ムシャワラ(musyawahar = 話し合い)」と返答したくなります。

まずは、インドネシアの「会社法」ですが、歴史は浅く会社法 1995 年第 1 号法律(全 129 条)が施行されたのは 1995 年 3 月 7 日。その後、インドネシア新会社法 2007 年第 40 号法律(全 161 条)が 2007 年 8 月 16 日に施行されていますが、会社に関する法体系が出来上がったのはわずか 17 年ほど前です。

「会社法」以前は、1804 年ナポレオン法典を基に制定されたオランダ植民地時代の 1847 商法典の中の、会社に関する法律が 150 年間も使われてきました。ナポレオン法典にうたわれている重要なポイントの一つは民法的な「所有財産権の安定」であり、近代的会社法の「投資家保護」の原型がナポレオン法典によって明確にされたことが、現在の世界各国の諸法律に影響を与えたといわれています。

国家独立後もしばらくは植民地時代のオランダ商法典が使われていたという極めて珍しいケースでもありましたが、オランダ商法典の中の会社法に関する法律はわずか 21 条しかなく、それで会社に関する法律が問題なく運用されていたのか?と考えると「社会通念に照らして運用されていた」「詳細は会社定款によって運用されていた」というのが実態であったものと思われる。

2007 年新会社法は 1995 年旧会社法の問題点を修正し、インドネシア経済をより発展させ世界のグローバル化に対応していくことを目的として改正されたものでしょう。昨今、世界的にいわれている社会的・環境的責任についても第 5 章(第 74 条)に盛り込まれています。

同法において最も特徴的なのは、旧会社法から(あるいはずっと以前から)引き継がれている「ムシャワラ」の精神が以下の通り新会社法第 87 条で規定されていることです。

- (1) 株主総会の決議は、全会一致の精神が望ましくムシャワラによって採択されるべきである
- (2) 上記のような全会一致ができなかった場合には、多数決の決議が有効となる

このように資本主義社会でいう多数決の理論が優先するとは限らず、とことん話し合いをした上で、会社の最高議決機関である株主総会で重要問題を決議するという精神が読み取れます。

また、インドネシアは以前から資本・資金が不足しがちな国であるため、経済を発展させるには外国投資に依存せざるを得なくなるであろうという可能性を考慮した上での条文かもしれません。アジアは欧米諸国と比較すると義理人情を重んじるウエットな部分も多く、必ずしも合理的に 1+1=2 でなくても構わないニュアンスも感じます。

インドネシアは世界で最も多くイスラム教徒を有する国(インドネシア国民の約 88%)といわれていますが、多くの法律の条文の冒頭に「全能の神の下にインドネシア共和国は……」という言葉があり、これには「科学的根拠」が全てではなく「人間的・超人間的」なパワーを信じ、神に感謝しながら運営していくべきであるという精神論を感じます。しかしながら、インドネシアの建国 5 原則(パンチャシラ : (1)神への信仰、(2)人道主義、

(3)インドネシアの統一(4)民主主義(5)社会正義)において、(1)では全国民が信ずるべき神に対する信仰をうたっており、決してイスラム教を信仰せよとはいいません。

さらには、国家の標語である BHINNEKA TUNGGAL IKA (サンスクリット語で多様性の中の統一の意)により、さまざまな民族・言語・宗教・文化を超え、一つの国をなすためにもムシャワラこそが解決の手段であると考えているものと思われます。

「ムシャワラ」という表現はインドネシアの「労働法」にも見られます。

労働法 第 7 部 労働協約(PKB)

第 116 条

(1) 労働協約は、政府機関において登録済みである労働組合(あるいは複数の労働組合)と、経営者(あるいは複数の経営者)間で作成される

(2) 労働協約は、話し合い(ムシャワラ)によって作成されるべき

第 117 条 話し合い(ムシャワラ)で合意されない場合、産業紛争調停手順に従って解決される

労働法 第 8 部 産業紛争調停機関

1 産業紛争

第 136 条

(1) 紛争解決は、経営者と労働者側が話し合い(ムシャワラ)による合意に基づき実施する義務を有する

(2) 話し合い(ムシャワラ)によって合意に達しない場合、経営者と労働者側は、産業紛争調整手順を通じて紛争を解決する

上記の通り、会社側と従業員側が労働協約を作成する場合には、何より重視すべきことは「話し合い」であり、話し合いを徹底的に行いそれでも合意されない場合には、労働局が準備するプログラム(手順)に従うことが規定されています。

基本的に会社法においても、労働法においても、全会／全員一致で決定されることが法律になっていることを踏まえ、インドネシアの「多様性」を尊重することからも「ムシャワラ」の精神を重んじなければならないものと実感します。

インドネシアにおいて労働問題を起こさせない最も有効な手段も、定期的で、徹底した話し合いといえます。

(2012 年 6 月 22 日作成)

Profile

吉田 隆 TAKASHI YOSHIDA

PT. JAPAN ASIA CONSULTANTS
取締役社長

会計・税務の専門家。YKK株式会社及びYKKインドネシア社(YKKインドネシアグループ4社 統括管理部長)での勤務を経て、1996年、PT. JAPAN ASIA CONSULTANTS 社設立。
13年を超えるインドネシアでの会社経営経験を通し、インドネシア事情を冷静な観察力と深い愛情をもって解説することで定評がある。

【経済】(フィリピン)

再生可能エネルギーの固定買取価格決定

記事提供: [WCL Solutions \(Phils.\) Corp. \(外部サイトへリンク\)](#)

〈概要〉

このほど再生可能エネルギー(RE)固定買取価格が認可された。フィリピンは世界第2位の地熱発電国で、総発電能力に占めるRE比率は33%に達している。アキノ大統領は昨年6月「RE発電能力を3倍とし、RE比率を50%に高める」という目標を打ち出している。固定買取価格が認可されたことは、RE事業拡大のための前進であるといえよう。

フィリピンのエネルギー規制委員会(ERC)は7月27日に、再生可能エネルギー(RE)の固定価格買取制度(FIT)における第1次固定買取価格を認可した。

今回認可された固定買取価格は、水力発電による電力が1キロワット時(kWh)当たり5.90ペソ、バイオマス発電同6.63ペソ、風力発電同8.53ペソ、太陽光発電同9.68ペソである。これらの認可価格は3年後に見直しが行われるという。海洋温度差発電(OTEC)に関してはさらに検討が必要として、今回の認可は見送り、追って決定されることとなった。

ERCは2010年7月23日、REによる発電事業者を対象としたFITの骨子を公表した。それによると、ERCはRE法に基づき、該当する事業者による電力のFITを保証するとしている。価格はRE法に基づき設立された国家再生可能エネルギー審議会(NREB)が提示し、ERCが承認するとしている。NREBの固定買取価格提示は当初の予定よりも大幅に遅れ、今年3月16日に提出された。その後の公聴会などを経て、ようやくERCの認可に至ったのである。

ERC認可額は下表のように、NREB提示価格を下回る水準となった。

【再生可能エネルギー固定買取価格(1キロワット時当たり)】

種類	NREB 提示価格	ERC 認可価格
水力	6.15 ペソ	5.90 ペソ
バイオマス	7.00 ペソ	6.63 ペソ
風力	10.37 ペソ	8.53 ペソ
太陽光	17.95 ペソ	9.68 ペソ

(出所:エネルギー規制委員会資料より筆者作成)

遅れに遅れていた固定買取価格決定が、正式認可されたことはRE事業にとって前進であるといえよう。フィリピン政府が昨年打ち出した「RE発電能力を3倍増、発電能力シェア50%への引き上げ」という目標達成のために不可欠なFITがとにかくスタートすることとなった。

アキノ大統領は昨年6月、国家再生可能エネルギー計画(NREP)を発表した。地方を中心とする電力供給コスト高騰と電力不足問題に対処するのが狙い。この計画には、行動の枠組み、現・新対策、RE振興策、RE源の市場浸透目標の実現ロードマップなどが盛り込まれている。

特に、REによる発電能力に関しては、2010年の5,400メガワット(MW)から、2030年に1万5300MWまで約3倍に拡大することを目指すとして強調されている。これにより、総発電能力におけるRE比率は、2010年の33.25%から50%へと上昇することになる。フィリピン・エネルギー省資料によると、2010年のRE比率33.25%

BTMU アジア月報

の詳細は、地熱 12.02%、水力 20.78%、風力 0.20%、太陽光 0.01%、バイオマス 0.24%である。

なお、フィリピン・エネルギー省は、2013 年までに RE 発電能力を倍増、地熱発電量で世界第 1 位、風力発電量で東南アジア第 1 位になるという、より積極的な目標を打ち出している。

【フィリピンの発電能力の推移】

(単位:MW)

配電設備容量	1995年	2000年	2005年	2010年	2010年のシェア
石油	5,425	4,987	3,663	3,193	19.52%
石炭	850	3,963	3,967	4,867	29.75%
天然ガス		3	2,763	2,861	17.49%
地熱	1,154	1,931	1,978	1,966	12.02%
水力	2,303	2,301	3,222	3,400	20.78%
新再生可能エネルギー	-	-	26	73	0.45%
合計	9,732	13,185	15,619	16,359	100.00%

(出所:エネルギー規制委員会資料より筆者作成)

【2010 年のフィリピンの発電能力詳細】

発電所タイプ	発電能力(MW)	シェア(%)
石炭	4,867	29.75
石油ベース	3,193	19.52
ディーゼル	1,768	10.81
石油火力	650	3.97
ガスタービン/CC	775	4.74
天然ガス	2,861	17.49
地熱	1,966	12.02
水力	3,400	20.78
風力	33	0.20
太陽光エネルギー	1	0.01

(出所:フィリピン・エネルギー省資料より筆者作成)

フィリピンの RE 開発政策の歴史は古く、これまでもすでに多くの国内外企業が RE 事業に取り組んでいる。

日本貿易振興機構(JETRO)や国際協力機構(JICA)資料によると、地熱発電開発は 1972 年の大統領令(PD1442)以来、税や会計上の優遇措置が取られ、現在の地熱発電の設備容量は米国に次ぐ世界第 2 位となっている。1997 年には丸紅が参画する 100MW 規模の地熱発電所がミンダナオ島キダパワン市で稼働を開始した。同市の歳入に占める同発電所の納税比率は 50%を超え、雇用や教育にも貢献している。

小型水力については、1991 年の小型水力発電開発法(共和国法第 7156 号)により外国人投資比率を 40%未満に制限する一方で、各種の優遇策が講じられた。海洋、太陽光、風力エネルギーについては 1997 年の大統領令(EO462)で優遇措置が設けられた。事業例としては、ミンダナオ島の民間電力会社カガヤン・エレクトリック・パワー&ライト(CEPALCO)による国内初の大型太陽光発電所建設が挙げられる。同社は 530 万ドルをかけ、2 ヘクタールの土地に 6,500 枚の太陽光パネルによる発電所を建設、2004 年 9 月に 1MW の発電施設として稼働させた。住友商事が受注し、パネルはシャープ製を使用、設計性能を 10%上回る出

力を得ているとのことである。

最近では、伊藤忠商事と日揮が地場資本との合併で新事業会社グリーン・フューチャー・イノベーションズを設立し、19MW 規模のバイオマス発電事業を開始しつつある。サトウキビの搾りかす(バガス)を燃料とし、余剰電力は外販を予定している。この発電事業は、フィリピンで最大規模となる年産5万4000キロリットルのエタノールの製造・販売事業参入に伴うものである。

さらに三菱商事グループが、出資先であるアヤラコープの100%子会社 AC エナジー・ホールディングス(旧名:ミシガン・パワー)との協働などによる RE 事業を推進しつつある(フィリピン・エネルギー省、ERC、JETRO、JICA の資料などより)。

(2012年8月13日作成)

Profile	
	伊佐治 稔 MINORU ISAJI
	WCL Solutions (Phils.) Corp. 社長兼CEO・日本証券アナリスト協会検定会員
	主に日本証券アナリスト協会検定アナリストとして、30年にわたって日本、ニューヨーク、シンガポール、フィリピンでマクロ、ミクロの調査に従事。フィリピンでは、2001年にコンサルタント企業を設立、広範なコンサルタント業務や情報提供業務を展開。現在、メルマガ「フィリピン経済・金融・投資情報」および関連サイトでフィリピン情報を提供。 長期にわたるアジアでの滞在・業務を通じて、人的ネットワーク構築、ビジネス慣行、資本市場、資金運用、労使関係などに関する有用なノウハウを習得。経済情報と共に提供する。

【規制・手続】(マレーシア)

マレーシアの会社秘書役について

記事提供: アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〈概要〉

マレーシアの会社において、法律上、会社秘書役を設置することが義務付けられているが、これは日本には存在しない制度である。本稿では、会社秘書役の業務内容や地位といった要点について解説する。

マレーシアの会社法(Companies Act)の下における機関の中で、日本に存在しないものとして、会社秘書役(Company Secretary)が挙げられる。マレーシアにおける会社は、少なくとも1人の会社秘書役を有する必要がある(同法 139 条 1 項)。

今回は会社秘書役の役割について説明する。

1 業務内容

会社秘書役の役割は会社ごとにさまざまであるが、会社の経営や業務の運営に関わるのではなく、一般的には会社の事務に関する業務を担当する機関である。法律上の役割としては、取締役の利害関係情報に関する宣誓書の作成(同法 131 条)、取締役または株主による登録証の閲覧への対応(同法 141、160 条)、会社報告書の提出(同法 165 条)などである。

上記以外の実務としては、取締役会や株主総会でなされた意思決定を日々の業務に組み入れるようにすること、会社法に基づき要求される報告書が期限内に作成・提出されるようにすること、会社において閲覧に供される書類がきちんと保管されているよう準備することなどである。日本でいえば、各会社の総務部で担当する業務が会社秘書役の業務に当たるといえよう。

またマレーシアは英国法体系であることから、取引に関する契約書について、権限のある者により署名がなされることその他、その署名の証人となる者を要求されることも多く、その証人を会社秘書役が務めることが多い。なお、契約書の署名時に会社印が要求されることもあるが、通常、会社印は会社秘書役により保管されていることから、会社秘書役が契約書にその会社印を押印することとなる。

2 地位

会社秘書役は会社法上、役員たる地位(officer)を占めることから(同法 4 条 1 項)、取締役と同様、その地位を利用して取得した情報を不正に利用してはならず(同法 132 条 2 項)、その地位を利用して不正に利益を得てはならない。

会社秘書役は、会社の機関を構成する他の者と異なり、株主総会ではなく取締役によって任命されなければならない(同法 139 条 3 項)。そのため解任も取締役によってなされる。

この点、常勤の会社秘書役は労使関係法(Industrial Relations Act)上の労働者に該当するため、正当な理由なく解任された場合には、労使関係法上の救済措置を受けることが可能となり、労働裁判所の介することとなり得る。

3 資格

会社秘書役はマレーシアにおいて主たるまたは唯一の住所を有する成人でなくてはならない(会社法 139 条)。従って、法人が他の法人の会社秘書役となることはできない。

また、会社秘書役に就くためには一定の資格要件が存在し、官報において公告された専門職の団体に所

属しているか、会社登記所により認可される必要がある(同法 139A 条)。専門職の団体には、弁護士会や公認会計士協会などが含まれる。

4 任期

会社法上、その任期に関する要件はないが、通常取締役が適切と考える任期や条件に従うものとされている。

5 その他

少なくとも 1 人以上の会社秘書役を有しなければならないという要件は、小規模の会社にとって大きな負担となる場合がある。会社法においては、必ずしも常勤の会社秘書役を有することは要求されていないことから、実務上、非常勤の会社秘書役で対応している中小企業も多い。また、同法上の要件を満たしているのであれば、取締役が会社秘書役を兼任することも可能である。ただし、取締役が 1 人の場合は会社秘書役を兼任できないとされている。また、一つの行為を取締役と会社秘書役によってなされなければならない場合は、取締役兼会社秘書役によりなされるだけでは足りないこととなる(同法 139 条 5 項)。

日系企業が初めてマレーシアに進出して現地法人を設立する場合、種々の要件を満たさなくてはならない適切な会社秘書役をアレンジすることは困難であると思われる。そのような日系企業に対しては、取締役をアレンジする場合と同様に、多くの法律事務所やコンサルティング会社が会社秘書役となり得る者を紹介することが可能である。初めてマレーシアに進出する企業は、まずそのようなところへ連絡をしてみるのがよいであろう。

(2012 年 7 月 17 日作成)



Profile

安西 明毅 AKITAKA ANZAI

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士

2004年弁護士登録(第一東京弁護士会所属)。2010年ペンシルバニア大学ロースクール(LL.M.)卒業後、クアラルンプールの法律事務所 Zaid Ibrahim & Co.にて、日本国内では国際金融・証券取引を中心に企業法務全般、マレーシアでは日系企業案件全般およびイスラム金融を扱う。

【規制・手続】(シンガポール)

シンガポールにおける取締役の義務

記事提供: [Kelvin Chia Partnership \(外部サイトへリンク\)](#)

<概要>

シンガポールにおける取締役の義務(制定法上の義務、判例法上の義務、その他)について説明します。

概説書によく記載されているような内容とは異なり、会社の経営権限は、会社の社長や最高経営責任者(CEO: Chief Executive Officer)にその全てが与えられているわけではありません。法律上は、会社の経営権限は取締役会に付与されています(CEO は通常、取締役会の一部です)。日々の業務権限は役員に委託されていますが、法律上、取締役会がその責任に基づき経営判断を行わなければならない場面はさまざまに存在します。

制定法上の義務

主な制定法(会社法を含む)上の取締役の義務は、次の通りです。

1. 取引に対する利害関係を開示する義務

取締役は、会社との取引や提案された取引に対して利害関係を有する場合、一般に取締役会においてその旨を開示しなければなりません。

取締役は、会社と取引を行う企業に対する利害関係の内容および程度の開示の他、当該取締役が有する職務や財産との関係で生じ得る取締役の義務とその利益相反について、その内容、性質および程度も開示しなければなりません。

開示義務の不履行は刑罰の対象となり、懲役の可能性もあります。

2. 誠実かつ合理的な勤勉さを持って行動する義務

取締役は、自己の職務上の義務を履行する際に、誠実かつ合理的な勤勉さを持って行動する義務を負います。特に取締役は、会社の役員または代理人という地位の性質に基づき取得した情報を不正に利用して、自己または第三者の利益に供したり、会社に損害を与えたりすることはできません。

当該規定に違反する事実が認められた場合、当該取締役は、当該行為によって生じた利益を返還し、会社が被った損害を賠償する責任を負います。また、この行為は刑罰の対象となる可能性があります。

3. 判例法上の義務

判例法上の義務とは、裁判所によって判断された過去の判例において認められた義務をいいます。制定法は、判例法上の義務を法文化したものであるため、判例法上の義務は、制定法上の義務と重複する部分があります。この場合、制定法上の義務は、判例法上の義務と両立することになります。なお、主な判例法上の義務は次の通りです。

会社の利益のために誠意を持ってその権限を行使する義務

利益相反を回避する義務: 例えば、取締役は会社の同意なく、取締役という地位に基づき得た事業機会を乱用してはならない。

善管注意義務(Duties of skill, care and diligence): 善良な管理者としての注意義務の懈怠(かいたい)により、取締役は過失責任に基づく損害賠償の対象となる可能性があります。この損害賠償の請求は、会社、株主および(特定の場合には)債権者が行うことができます。

4. その他の義務

上記の他、取締役に課せられる特定の制限または禁止事項があります。

例えば、取締役に対するローンについては、一定の例外を除き、原則として会社は自己の取締役に對してローンを行うことはできません。この規定に反してローンが行われた場合、当該取引を承認した取締役は、会社に生じた損害を補償する義務を負うこととなります。この場合、当該取締役は刑罰の対象となる可能性があります。

これらの禁止事項は通常、特定の種類の取引に対する特有のものであり、またその数も多いためここでは例示しません。

本稿では、シンガポールにおける取締役の義務を概観しました。取締役の義務の概念は比較的簡単なものですが、実際にその適用が問題となる場面では多くの困難／問題が生じます。従って、具体的な事実に基づき取締役の義務を分析する必要がある場合は、法律家による具体的なアドバイスを取得する必要がありますので、留意してください。

(2012年6月18日作成)

Profile



Kelvin Chia Partnership

ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所はシンガポールを本部とするアセアン地域の総合法律事務所です。

会社法務、M&A、デューデリジェンス、投資、雇用契約、知的財産、訴訟他を取扱っております。(直営支店)ハノイ、ホーチミン、バンコク、プノンペン、ヤンゴン、上海、東京、ピョンヤン。

【ニュース】

BTMU Asia Weekly 先月の見出し一覧

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

※ 該当記事は、下記 URL リンクからご参照下さい。

国・地域	発行日・見出し
タイ ベトナム インドネシア インド 韓国 ミャンマー パキスタン	2012年7月2日号 (Vol.35) http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120702.pdf 日本製自動車部品 140 品目の関税撤廃 ベトナムで受理した特許出願を審査へ／インフレ・貿易赤字は改善も成長率伸び悩み～中銀追加利下げ 未加工鉱物の輸出規制、13 社に輸出継続を許可 ECB ローン規制緩和～既存ルピー建借入から借換え可能に／国債投資規制緩和＝ルピー安防止策 コロンビアとのFTA交渉妥結 国連、19 年ぶりに対ミャンマー支援の制限を解除 ギラニ前首相の後任にアシュラフ情報技術相を選出
フィリピン タイ マレーシア インドネシア ベトナム	2012年7月9日号 (Vol.36) http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120709.pdf S&P、フィリピン外貨建長期債務格付引上げ 憲法裁判所、憲法改正案の合憲性を審理／バンコク大量輸送公社の天然ガス・バス購入計画を承認 首都圏大量輸送システム(MRT)整備事業、電車供給パッケージなど 9 月までに発注へ 自動車販売好調、初の月間 10 万台超え／燃料補助金、予算大幅超過の恐れ インフレ抑制とマクロ経済安定優先を確認、成長率予想は 5.2～5.7%へ下方修正
ミャンマー ASEAN インドネシア タイ タイ・カンボジア ベトナム 韓国 マレーシア	2012年7月17日号 (Vol.37) http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120720.pdf 米国、対ミャンマー制裁を緩和～米ドル建送金が可能に ASEAN 外相会議、南シナ海問題で合意出来ず初の共同声明見送り 最低賃金算定基準対象品目追加も、燃る不満／ジャカルタで大規模デモ発生、一部では操業に影響も 憲法裁判所、改憲には国民投票必要との判断／最低賃金引上げで失業者増加の懸念も 国境紛争地域の兵力撤退へ 中銀、銀行不良債権 202 兆ドンと発表 中銀、政策金利を 0.25%引下げ 三菱東京 UFJ 銀行、ペナン出張所を開設
タイ マレーシア インドネシア ミャンマー フィリピン ベトナム ラオス インド	2012年7月23日号 (Vol.38) http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120723.pdf 財務相、自動車購入優遇税制の期限延長を閣議提案／東部で来年は干ばつの懸念も 最低賃金制来年 1 月実施へ～民間企業 60 歳定年制も上院で可決 ムーディーズ、長期国債格付け据置き／電力料金、原油価格との連動制を検討 改正外国投資法、月内にも成立へ 5 月の在外フィリピン人送金、好調を維持 越橋送金大幅減の懸念／中銀ピン総裁、向こう1年間の追加金融緩和を否定 メコン川のダム建設延期を表明 GDP 成長率見通し、下方修正相次ぐ
フィリピン インド ベトナム タイ マレーシア インドネシア ミャンマー	2012年7月30日号 (Vol.39) http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/AW120730.pdf 中銀利下げ～欧州・中国経済の動向が不安要素／上下両院議長、憲法の外資制限規定緩和を示唆 ムカジー新大統領就任 ズン首相、国営企業再編計画を承認／公共投資、来年分から 30 兆ドン前倒し実施へ 警察庁長官、海外逃亡中のタクシン氏と面会／全国のダム水位、前年の水準を 14%下回る 鉄鋼産業連合、FTA に対する救済策を要請 4～6 月投資額、四半期ベース過去最高を更新 官民連携で、ミャンマーの経済成長・民主化を支援

【豆知識】

車道側に向かって口を開いている歩道のゴミ箱

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

ベトナム、ホーチミン市内中心部は、キレイに清掃されているところが多いのですが、歩道のところどころに設置されているゴミ箱には、何処か違和感が...

よく見ると、ゴミ箱が車道側を向いて口を開けているのです。

理由は、しばらく見ているとすぐに判ります！

ライダー達がバイクを降りることなく、ゴミを捨てられる様になっているのです！

因みに、道端で食べ物等を売っている行商人も、むしろメインのお得意様はライダー達のように、買ったビニール袋入りの朝食や飲み物を、カウリングの内側に取り付けたフックに引っ掛けて職場に向かうライダー達をよく見かけます。

バイクから降りる時間さえ惜しい(決して、面倒な訳ではない...ハズ)ライダー達を考慮したゴミ箱の設置に、ベトナムの活力を感じませんか？

※ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

※ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。

※ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。

※ 本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。

※ 本資料の知的財産権は全て本サービスへの原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。

※ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

(編集・発行) 株式会社 三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部 教育・情報室 橋本 隆城

Tel : 03-6259-6311

Mail : takaki_hashimoto@mufg.jp